

（仮称）和光市こどもの権利条例制定に向けた市議会議員への中間報告（案）

■案1 子ども・子育て支援会議委員及び子ども・若者部会委員による中間報告会（意見交換有り）

【内容】

条例の当事者である子ども・若者が中心となり市議会議員へ条例素案に反映した権利についてプレゼンテーションを行う。条例に掲げた権利についての選定理由等の質疑応答は、条例の当事者である子ども・若者も回答を行う。条例制定の趣旨や権利擁護についての質疑応答は、子ども・子育て支援会議委員及び事務局で対応する。

【メリット】

- ・権利の主体であるこどもの尊重（こどもの権利条例について、当事者本人が直接伝えることの意義が大きい）
- ・否定的な意見が出た場合に、大人が対応することで、子ども・若者に直接対応させることは回避できる。

【デメリット】

- ・子ども・若者が否定的な意見を直に受けるリスクがある
- 対策案：事前にこどもの意見表明・参画のグランドルールを徹底する。

■案2 子ども・若者部会委員による中間報告書を手渡すセレモニー（意見交換なし）

【内容】

条例の当事者である子ども・若者から市議会議員へ条例素案を手渡す。

【メリット】

- ・子ども・若者が否定的な意見を直に受けるリスクがない

【デメリット】

- ・形式的（対話がないため、パフォーマンスと見なされる可能性がある）

■案3 こども・若者部会委員による中間報告会（意見交換有り）

【内容】

条例の当事者であるこども・若者が市議会議員へ条例素案に反映した権利についてプレゼンテーションを行い、質疑応答・意見交換を行う。

【メリット】

・権利の主体であるこどもの尊重（こどもの権利条例について、当事者本人が直接伝えることの意義が大きい）

【デメリット】

・こども・若者が否定的な意見を直に受けるリスクがある
→対策案：事前にこどもの意見表明・参画のグランドルールを徹底する。

■案4 子ども・子育て支援会議委員による中間報告会（意見交換有り）

【内容】

本会議の委員が、市議会議員へ条例素案についてプレゼンテーションを行い、質疑応答・意見交換を行う。

【メリット】

・こども・若者が否定的な意見を直に受けるリスクがない

【デメリット】

・大人主導の条例とみなされる可能性がある